

(前金払のできる経費)

第74条 政令第163条の規定により、同条第1号から第7号までに掲げるもの及び政令附則第7条の規定により前金払をすることができるもののほか、次に掲げる経費については、前金払することができる。

- (1) 使用料、保管料又は保険料
- (2) 非常災害の復旧のための応急修理に要する経費
- (3) 前金で支払をしなければ契約し難い雇用に要する経費

(前金払の制限)

第75条 部課長等は、前金払をすることにより経済的に有利になると認める場合、官公署に対して支払をする場合若しくは前金で支払う金額の特約がある場合又は特別の事情があるものにつき市長が特に認めた場合を除き、契約金額の10分の3に相当する金額（その額が1億円を超えるときは、1億円とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。）を超えて前金払をすることはできない。

- 2 政令附則第7条の規定により前金払の請求をしようとする者は、同条に規定する保証事業会社が交付する前払金保証証書を市に寄託しなければならない。
- 3 前項の規定による前金払の制限は、別に定める。

## 第6章 契約

### 第1節 契約の方法

(一般競争入札参加者の資格)

第104条 政令第167条の4第2項各号の規定に該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者は、別に定める期間、一般競争入札に参加することができない。

- 2 政令第167条の5第1項及び政令第167条の5の2の規定による一般競争入札に参加することのできる者の資格は、別に定める。
- 3 契約管財課長は、前項の規定により資格を定めたときは、公告するものとする。  
(資格の審査)

第105条 契約管財課長は、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が政令第167条の4第1項及び前条第1項の規定による制限を受ける者でないこと並びに同条第2項の規定による資格を有するものであることを入札参加資格審査申請書を提出させて審査するものとする。

- 2 前項の規定による資格の審査等については、別に定める。  
(入札の公告)

第106条 契約管財課長は、一般競争入札に付するときは、当該入札の期日前10日までに、次に掲げる事項を市広報若しくは新聞又は掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合にあっては、その期限を当該入札の期日前5日までとすることができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札の場所及び日時
- (4) 開札の場所及び日時
- (5) 契約条項、設計図書等を示す方法
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) 入札の無効
- (8) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項

2 契約管財課長は、政令第167条の10の2第1項の規定により総合評価一般競争入札を行うときは、前項各号に掲げるもののほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準（同条第3項に規定する落札者決定基準をいう。）を併せて公告しなければならない。

（予定価格の決定）

第107条 副市長、財政部長又は契約管財課長（以下「契約管財課長等」という。）は、あらかじめ一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、価格の総額について予定価格を定めることのできないものにあつては、単価について予定価格を定めることができる。

2 契約管財課長等は、前項の規定による予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。

3 第1項の規定により定められた予定価格の公表については、別に定める。

（最低制限価格の決定）

第108条 契約管財課長等は、工事、製造その他の請負を一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設ける必要があるときは、前条の規定の例によりこれを定めなければならない。

（予定価格調書の作成）

第109条 契約管財課長等は、予定価格及び最低制限価格が決定したときは、予定価格調書（様式第100号）を作成し、封筒に入れて封印し、保管しなければならない。ただし、インターネットを利用した公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による一般競争入札は、予定価格調書の作成に代えて、予定価格を公有財産売却システムに登録することにより、入札執行前に予定価格を公表することができる。

2 契約管財課長は、開札の際、前項に規定する予定価格調書を開札の場所に置かなければならない。

（入札保証金）

第110条 契約管財課長は、一般競争入札に付そうとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の5（公有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、予定価格の100分の10）以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。なお、入札保証金の全部又は一部を納めさせないこととする場合においては、落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する旨を入札の条件としておかなければならない。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- (2) 入札に参加しようとする者が過去2年間に市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券等をもって代えることができ、その担保の価値は、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。
- (1) 国債又は地方債 政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
  - (2) 特別の法律による法人の発行する債権 額面又は登録金額（発行価額が額面又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
  - (3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる額）
  - (4) 金融機関の保証する小切手 保証する金額
  - (5) 金融機関がする保証 保証する金額
  - (6) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証 保証する金額

（入札の方法）

第111条 入札者は、入札書（様式第101号～様式第103号）を作成し、自己の名を表記し、入札の日時までに入札の場所へ提出しなければならない。

- 2 一般競争入札の入札書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして市長が定めるもの（以下「書留郵便等」という。）により提出することができる。この場合にあっては、封筒の表面に「何入札書」と明記しなければならない。
- 3 前項の規定により書留郵便等で差し出す場合にあっては、開札時刻までに到達しなかったものは、当該入札はなかったものとする。
- 4 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 5 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人になることはできない。
- 6 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人になることができない。
- 7 前各項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる一般競争入札は、別に定める方法により行うものとする。

（入札の無効）

第112条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札の入札書は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者のした入札書
  - (2) 同一人がした2以上の入札書
  - (3) 入札者が協定してした入札書
  - (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
- （再度入札）

第113条 契約管財課長は、政令第167条の8第4項の規定により再度の一般競争入札に付する必要があると認めるときは、直ちに、再度の入札をすることができる。この場合において、第111条第1項の規定を準用する。

(再度公告入札)

第113条の2 契約管財課長は、一般競争入札に付した場合において、入札者若しくは落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときは、再度公告入札をすることができる。この場合においては、公告期限を当該入札の期日前5日までとすることができる。

(落札者の決定等)

第114条 契約管財課長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達したものがあるときは、政令第167条の9から第167条の10の2までの規定による場合を除き、収入の原因となる契約にあっては最高の価格をもって入札をした者、支出の原因となる契約にあっては最低の価格をもって入札した者を落札者として決定しなければならない。

2 契約管財課長は、政令第167条の9から第167条の10の2まで又は前項の規定により落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

3 落札者は、前項の通知を受けた日から5日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。ただし、契約管財課長が特に指示したときは、この限りでない。

(入札保証金の還付等)

第115条 一般競争入札の入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

(入札経過の記録等)

第116条 契約管財課長は、一般競争入札が終了したときは、その経過を入札見積経過書（様式第104号）に記録しなければならない。

2 入札経過及び入札結果等の公表については、別に定める。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第117条 契約管財課長は、指名競争入札に付そうとするときは、入札に参加する者を3人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、指名しようとする者に対し、あらかじめ指名通知書（様式第105号）を送付しなければならない。

3 前2項に定めるほか、指名業者の公表については、別に定める。

(指名競争入札に係る関係規定の準用)

第118条 第104条、第105条及び第107条から第116条までの規定は、指名競争入札をする場合について準用する。この場合において、第104条第2項中「政令第167条の5第1項及び政令第167条の5の2」とあるのは「政令第167条の11第2項」と読み替えるものとする。

(随意契約によることができる上限額)

第119条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円

- (4) 財産の売払い 30万円
  - (5) 物件の貸付け 30万円
  - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円
- (随意契約の見積書の徴取)

第119条の2 部課長等又は契約管財課長は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、1人の者から見積書を徴することができる。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。
- (3) 1件の予定価格が5万円未満のものであるとき。
- (4) 1件の予定価格が50万円未満（備品については、10万円未満）の修繕をするとき。
- (5) 見積書の審査を受ける1件の予定価格が130万円以下の工事をするとき。
- (6) 2人以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき。

2 部課長等又は契約管財課長は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないと認めるとき、又は前項第3号の場合においてその価格が3万円未満のものであるときは、当該見積書を徴さないことができる。

(随意契約の予定価格等)

第120条 第107条及び第109条の規定は、随意契約について準用する。ただし、特に必要がないときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(随意契約の記録等)

第120条の2 第116条の規定は、随意契約について準用する。ただし、特に必要がないときは、入札見積経過書の作成を省略することができる。

(工事又は修繕の請負契約の特例)

第120条の3 1件130万円以下の工事又は修繕（備品に係るものを除く。）の請負契約については、見積書をもって設計に代えることができる。

(せり売り)

第121条 部課長等は、せり売りをしようとするときは、職員を指定し、当該職員をしてせり売りをさせなければならない。ただし、特に必要と認めるときは、職員以外の者からせり売り人を選び、職員を立ち会わせてせり売りを行うことができる。

2 第104条から第107条まで、第109条、第110条、第115条及び第116条の規定は、せり売りについて準用する。この場合において、第105条第1項中「入札参加資格審査申請書」とあるのは「せり売り参加願」、第116条中「入札見積経過書」とあるのは「せり売り経過書」と読み替えるものとする。

## 第2節 契約の締結

(契約書の作成)

第122条 部課長等は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容により記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 契約の目的となる給付の内容
- (2) 契約履行の場所
- (3) 給付の完了の時期
- (4) 対価の額
- (5) 対価の支払方法及び支払時期

- (6) 監督又は検査の方法及び時期
- (7) 契約保証金
- (8) 当事者の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約解除の方法
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 前各号に掲げるもののほか、契約の履行について必要な事項

2 部課長等は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）に該当する契約については、議会の議決を得たときに当該契約が成立する旨を落札人又は相手方に告げ、かつ、その旨を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。

（契約書作成の省略）

第123条 前条第1項の規定にかかわらず、部課長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 50万円未満の売買、貸借、請負その他の契約及び1件130万円以下の工事又は修繕（備品に係るものを除く。）の請負契約をするとき。
- (2) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体若しくは公共団体と契約するとき。
- (3) せり売りに付するとき。

2 部課長等は、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を契約の相手方（以下「契約者」という。）から徴さなければならない。ただし、同項第3号に規定する場合、契約金額が30万円以下の請負契約を締結する場合又は部課長等が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第124条 政令第167条の16第1項の規定による契約保証金の額は、契約金額（公有財産売払いシステムによる一般競争入札にあっては、予定価格）の100分の10以上の額とし、契約者をして契約締結までに納付させるものとする。

2 契約の変更により、前項の規定による契約金額に増減が生じたときは、これに相当する契約保証金を追加納付させ、又は還付するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 第110条第2項の規定は、前2項の契約保証金の納付について準用する。この場合において、同項中「金融機関がする保証」とあるのは「金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社がする保証」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の一部又は全部を納付させないことができる。ただし、契約者が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する額を徴収する旨を契約の条件としておかななければならない。

- (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が過去2年間に市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と

種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。ただし、松本市建設工事施行規則第2条第1号で定める建設工事のうち、契約金額が500万円以上である場合又は変更による増額分が当該変更前の契約金額の100分の30を超える場合を除く。

- (4) 契約者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
- (5) 契約者が、次条の規定による契約保証人を立てたとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約者が売払代金を即納するとき。
- (7) 契約金額が100万円以下であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (8) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体若しくは公共団体と契約するとき。

(9) その他市長が特に必要と認めるとき。

(契約保証人)

第125条 契約者は、契約に際し、契約者に代わって契約の履行を保証する者（以下「契約保証人」という。）を立てる義務を負う場合にあっては、当該契約の履行に必要な資力、能力を有するものを契約保証人にしなければならない。

2 部課長等は、前項の規定により契約者が立てた契約保証人を不相当と認めるときは、その変更をさせなければならない。

3 部課長等は、契約者から契約保証人の変更の申出があったときは、その内容を調査し、相当と認めるときは、その変更を認めることができる。

(契約の変更等)

第126条 部課長等は、必要があると認めるときは、契約者と協議し、又は契約者からその責に帰さない理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査して、当該契約の内容を変更することができる。

2 部課長等は、契約者からその責に帰す理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付し、当該期限の延長を承認することができる。

3 部課長等は、前2項の規定により、契約の内容を変更しようとするときは、速やかに第122条及び第123条の規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させなければならない。ただし、前項の規定による期限の延長を承認した場合にあっては、この限りでない。

(契約の解約)

第127条 部課長等は、契約者がその責に帰さない理由により契約の解約を申し出たときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、当該契約を解約することができる。

(契約の解除)

第128条 部課長等は、契約の履行に当たり、契約者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
  - (2) 契約者の責に帰す理由により履行期限までに給付を完了する見込みがないとき。
  - (3) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (4) その他契約条項に違反する行為があったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除しようとするときは、契約解除通知書（様式第106号）を当該契約者に送付するものとする。

(契約保証金の還付)

第129条 部課長等は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき、又は第127条の規定により解約したときは、速やかに契約保証金を還付するものとする。

### 第3節 契約の履行

(履行の監督)

第130条 部課長等は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

- 2 前項の規定により監督を行う者（以下「監督職員」という。）は、契約に係る設計図書等に基づき、契約の履行に立ち会って工程の管理、履行中途における試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない。
- 3 監督職員は、監督をしたときは、その内容、指示した事項その他必要な事項を監督日誌（様式第107号）に記録しなければならない。

(給付の検査)

第131条 部課長等は、次の各号のいずれかに掲げる理由が生じたときは、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。ただし、契約金額が200万円以上の工事については、工事検査課長又はその補助者が検査するものとする。

- (1) 契約者が給付を完了したとき。
- (2) 給付の完了前に出来高に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。
- (3) 物件の一部の納入があったとき、又は契約による給付の一部を使用しようとするとき。
- 2 前項のただし書の規定にかかわらず、工事検査課長又はその補助者は、契約金額が200万円未満の工事についても、必要に応じ検査をすることができる。
- 3 第1項の規定による検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、契約書、設計図書等に基づき、又は必要に応じて、当該契約に係る監督職員の立会いを求めて、当該給付の内容及び数量その他について検査しなければならない。
- 4 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。この場合、検査又は復元に要する費用は、当該契約者が負担するものとし、部課長等は、この旨を契約書に明らかにしておかななければならない。
- 5 検査職員は、前各項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認めるときは、契約者に必要な措置をとることを求めなければならない。
- 6 部課長等は、前条第1項及び第1項の規定により職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせようとするときは、監督（検査）委託書（様式第108号）を作成し、これをその委託しようとする者に送付しなければならない。

(検査の立会い)

第132条 検査職員は、前条に規定する検査を実施しようとするときは、必要に応じて監督職員以外の職員の立会いを求めることができる。

- 2 検査に立会う職員は、検査についての意見を述べることができる。

(検査調書の作成)

第133条 検査職員は、第131条に規定する検査の結果、給付の完了が確認されたときは、検査調書（様式第109号又は様式第110号）を作成しなければならない。ただし、契約金額が50万円未満のものについては、関係帳票類にその旨の記録することによって、これを省略することができる。

(保証人への履行請求)

第134条 部課長等は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要に応じ、契約保証人に対して契約者に代わって当該契約の履行をすべきことを請求することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約の期間内に履行を完了する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がなく契約の履行に着手しないとき。
- (3) その他契約条項に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないとき。

(権利義務の譲渡禁止)

第135条 契約者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市長の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任等の禁止)

第136条 契約者は、契約履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市長の承認を得たときは、この限りでない。

(部分払)

第137条 部課長等は、契約に基づく給付の既納部分又は既済部分に対し、その完納又は完済前に代金の一部を支払う特約があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において部分払をすることができる。ただし、性質上可分の工事若しくは製造その他の請負契約又は債務負担行為を設定した事業に係る契約のうち、国の補助金（当該補助金の交付申請を各年度ごとにするものに限る。）の補助対象となった事業に係る契約で、市長が特に必要と認めたものについては、当該既済部分の代価の全額まで支払うことができる。

- (1) 物件の買入契約 既納部分に対する代価
- (2) 工事又は製造その他の請負契約 既済部分の代価の10分の9

2 前項の規定による部分払をすることができる回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、部課長等が特に必要と認めるときは、回数を増減することができる。

- (1) 50万円以上500万円未満 1回
- (2) 500万円以上1,000万円未満 2回
- (3) 1,000万円以上3,000万円未満 3回
- (4) 3,000万円以上5,000万円未満 4回
- (5) 5,000万円以上1億円未満 5回
- (6) 1億円以上のものについては、契約金額から5,000万円を減じて得た額を5,000万円を除いて得た数の整数部分に5を加えて得た回数

3 前2項の規定により2回以降の部分払をしようとするときは、その都度、当初からの既納部分又は既済部分について第1項に規定する金額を算定し、当該算定した金額から前回までの支払済額を控除して得た額をもって、今回の部分払の支払額とする。

4 前3項の規定により部分払をする場合において、前金払された金額があるときは、既納又は既済部分の率に応ずる当該前金払の金額をその都度算出し、これを部分払の金額から差し引くものとする。

(対価の支払)

第138条 部課長等は、第131条の規定による検査に合格したものでなければ、当該契約に係る支出の手続をとることができない。

2 部課長等は、第127条又は第128条の規定により契約を解約又は解除したときは、当該契約に基づく給付の既納部分又は既済部分で検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

3 対価の一部について、前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の対価の支払の際にこれを精算するものとする。

(物件の引受け又は引渡し)

第138条の2 部課長等は、契約に基づく給付の完了の確認をしたとき当該契約に基づく物件の引渡しを受けるものとする。

2 部課長等は、契約に基づく対価の納付が完了したことを確認した後に当該契約に基づく物件を引渡すものとする。

予定価格調書

入 札 日	
入 札 方 法	
設計金額(税込)	円
設計金額(税抜)	円
予 定 価 格	円
入札書比較金額 <予定価格の 分の 100>	円
低入札調査基準価格	円
最低制限価格	円

上記のとおり予定価格を決定する。

年 月 日

氏名

印

様式第101号(第111条関係)

物件供給(製造請負)入札書(第 回)

年 月 日

(あて先) 松本市長

入 札 者	住 所 氏 名					印
入 札 金 額	¥					
件 名						
納 入 場 所						
納 入 年 月 日	年 月 日					
内 訳	品 名	規 格 ・ 寸 法	数 量	単 価	金 額	
松本市財務規則及び松本市入札心得を承諾し、別紙仕様書を熟覧の上、上記のとおり入札しました。						
備 考						

様式第102号（その1）（第111条関係）

建設工事入札書(第 回)

年 月 日

(あて先) 松本市長

入 札 者	住 所 氏 名	印
入 札 金 額	¥	
工 事 名		
工 事 場 所		
松本市財務規則及び松本市建設工事施行規則並びに松本市入札心得を承諾し、別冊設計図書(図面)及び現場等を熟覧の上、上記のとおり入札しました。		
備 考		

建設工事入札書(第 回)

年 月 日

(あて先) 松本市長

入 札 者	住 所 氏 名	印
入 札 金 額	¥	
工 事 名		
工 事 場 所		
<p>松本市財務規則及び松本市建設工事施行規則並びに松本市入札心得を承諾し、別冊設計図書(図面)及び現場等を熟覧の上、上記のとおり入札しました。</p>		
<p>入 札 金 額 の 内 訳 (第1回入札時は必ず記入)</p>		
工 種 等		見 積 金 額 (円)
直接工事費 A		
共通仮設費 B		
現場管理費 C		
一般管理費 D		
工事価格 A+B+C+D		

様式第103号(第111条関係)

入 札 書

(あて先) 松本市長

年 月 日

入 札 者	住 所	
	氏 名	印
入 札 金 額	¥	
公 売 物 件 名		
松本市財務規則及び松本市入札心得を承諾し、入札条件及び現場等を熟覧の上、上記のとおり入札しました。		
備考		



入札見積経過書

決裁区分 _____	_____											
	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
	_____											
	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____

業務区分	_____
------	-------

伝票名	伝票番号	起案日	決裁日	起案者	
_____	_____	_____	_____	部	_____
_____	_____	_____	_____	課	_____
_____	_____	_____	_____	係	_____
_____	_____	_____	_____	氏名	_____
_____	_____	_____	_____	_____ 印	
_____	_____	_____	_____		

落札金額	予定価格	入札書比較金額	低入札調査基準価格	最低制限価格
円	円	円		

	契約方法	落札方法
_____	_____	_____
_____	_____	_____
概要	_____	
_____	_____	
_____	_____	
_____	_____	
_____	_____	

_____	_____
-------	-------

_____	_____
_____	_____





D220—  
年 月 日

様

松本市長



建設工事請負契約の解除について

年 月 日付で契約締結した下記建設工事について、松本市建設工事請負契約書第46条第1項第 号の規定に基づき請負契約を解除します。

記

- 1 工 事 名
- 2 請負代金額
- 3 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 契約解除 建設工事請負契約書第46条第1項第 号による工事履行不能  
の 理 由
- 5 建設工事請負契約解除確定日時  
年 月 日 午後 時 分



<p>監 督(検 査)委 託 書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>松本市長</p> <p>貴殿を 工事の監督(検査)員に委任する。</p>	
工 事 名	
請 負 代 金 額	¥
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
摘要	

様式第109号(第133条)

検 査 調 書			
係長		課長補佐	
課長		部長	
年 月 日	検査員 職氏名		⑩
	立会人 職氏名		⑩
年 月 日	事務担 当者職 氏 名		⑩
検 査 事 項	工 事 所 及 工 事 名 他		
	復 命 事 項	上記工事の竣工届、既成部分検査願の提出があつたので検査したところ出来形	
		%と認め検了します。	

様式第110号(第133条関係)

検 査 調 書				
年 月 日				
工 事 名	工 事			
工 事 場 所	松本市			
請 負 代 金 額	円			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで			
受 注 者				
工 事 概 要				
<p>上記建設工事の竣工届(出来高検査願)の提出がありましたので、設計図書その他関係図書に基づき検査したところ、設計図書(出来高調書)のとおり完成したこと(の出来高であること)を確認しました。</p> <p style="text-align: right;">検査職員 職氏名 印 監督職員 職氏名 印</p>				
竣 工 年 月 日	年 月 日	届 年 月 日	年 月 日	
竣 工 検 査 日	年 月 日	手 直 確 認 日	年 月 日	
出 来 高 検 査 日	年 月 日	出 来 高 歩 合	%	
摘 要				
支 払 経 過	前 払 金		回	
	中間前払金		回	
	部分払 回		回	
	回		回	
	回		回	